

消費者庁関係のギャンブル等依存症対策の今後の取組について

① 消費者教育

[消費者向けの注意喚起、普及啓発用の資料の作成]

多重債務者の増加抑制に資するよう、ギャンブル等依存症対策として、今後、各地方公共団体に対して各地域における自主的な取組の推進を依頼するほか、消費者向けの注意喚起、普及啓発用の資料を作成・公表。

[消費者の生活管理・家計運営に必要な力の涵養を図る消費者教育の推進]

引き続き、消費者の生活管理・家計運営に必要な力の涵養を図る観点から、ギャンブル等依存症に起因するものを含め、多重債務を防止するための取組事例を消費者教育ポータルサイトに掲載するなど、幅広く消費者に向けた情報を発信。

② 消費生活センター等の相談体制の強化

[消費生活相談員の相談体制の強化]

- ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて、本年10月6日及び11月14日に消費生活相談員等を対象とした研修を実施。また、同センターに対して、研修機会の追加を検討するよう依頼。
- ・ 今後、関係機関との連携方法などを整理した対応マニュアルを作成。

[消費生活センター等の相談窓口機能の維持・強化]

ギャンブル等依存症への対応を始めとする国の重要課題への対応の中で、消費生活センター等の相談窓口機能の維持・強化への期待・必要性の高まり。

➡ 今後、必要な措置等を検討。